

【修正箇所一覧】

提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」

(平成 29 年 9 月 29 日公表)

1. 18 ページ 20 行目から始まる段落において、下線部を削除する。

(誤) 第五は、施設の利用・服装規制に関する配慮である。障害者差別解消法 36 条の 2 は、「障害の特性に配慮した…必要な措置」義務を定めており、性同一性障害者は同法の保護を受ける。しかし、トランスジェンダーに対するトイレ・更衣室等の利用の可否は企業の裁量に委ねられている。裁量による待遇格差を防ぐためにも、トランスジェンダーについても同様の配慮規定が必要である。

2. 56 ページの資料⑩ 大学における通称名使用の状況

明治大学の取り組み例における記載

(誤) LGBT の学生が通称名を使いたい場合には大学として許可。

(正) トランスジェンダー の学生が通称名を使いたい場合には大学として許可。